

## 審査申出書（土地）の書き方

### 〈はじめに〉

- ① 審査の申出は、地方税法第432条の規定によって、固定資産の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合に固定資産評価審査委員会に対して行うものです。
- ② 審査の申出は、地方税法第432条の規定によって、同法第411条第2項（固定資産の価格等の登録）の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月まで若しくは同法第419条第3項（固定資産の価格等の修正に関する道府県知事の勧告）の規定による公示の日から同日後3か月（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後3か月）までの間において、又は同法第417条第1項（同法第411条第2項の規定による公示の日以後における価格等の決定又は修正）の通知を受けた日から3か月以内に行うものです。

### 〈代表者・管理人・総代・代理人欄〉

- ① 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって申出をするときは、それぞれの項目の口（チェック欄）に記入して、当該項目に係る必要事項（住所・氏名・電話番号）を記入してください。
- ② 代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は書面で証明しなければなりません。たとえば、代表者については商業登記簿謄抄本、代理人及び総代については委任状などを添付する必要があります。ただし、代理人については、代理人欄、審査申出人欄にそれぞれ記名・押印がされていれば、改めて委任状を提出する必要はありません。

### 〈審査申出土地台帳登録事項欄〉

- ① 審査申出書は、原則として、1筆ごと（台帳単位）に作成してください。
- ② この欄の各項目は、それぞれ土地（補充）課税台帳に登載された内容に従って記入してください。

### 〈納税通知書の交付を受けた日欄、申出の趣旨欄及び申出の理由欄〉

- ① 審査申出書を提出するときまでに、納税通知書の交付を受けている場合は、「納税通知書の交付を受けた日」欄に、その年月日を記入してください。
- ② 「申出価格」欄は、審査申出人がこの審査の申出によって審査委員会に対して申出する価格について記載する欄です。
- ③ 「算出基礎」欄は、申出価格を算出するに至る根拠について記載する欄です。具体的な計算方法を示してください。
- ④ 「申出の理由」欄は、どうして申出の趣旨欄に記載したような結果になるべきであると審査申出人が考えるのか、その理由を記載する欄です。単に「評価額が高い」というだけではなく、できるだけ具体的に記載してください。

### 〈その他〉

- ① 〈案内図〉は、申出土地の所在する場所とその付近の目標になるものを示してください。また、複数筆の土地を所有する方は、申出土地の所在を図示することによって、審査の申出を行おうとする土地の所在表示などに錯誤がないか確認してください。
- ② 「添付書類」欄には、添付した書類がある場合にその名称などを記入してください。
- ③ 不服の審理は、地方税法第433条第2項の規定により、書面によることとされています。したがって、審査申出人と評価庁（東郷町長）との書面のやりとりにより審査が進められますが、書面では十分にその意を尽くせなかった点について補完するために、審査申出人が希望される場合は、固定資産評価審査委員会に対して口頭で意見を陳述することができます。この場合は、審査申出書の「備考」欄にその旨を記載してください。

なお、口頭による意見陳述とは、審査申出人が口頭で述べた意見を固定資産評価審査委員会の委員が聴取するものであり、審査申出人は委員に対して質問したり、意見や感想を求めたりすることはできません。また、評価をした町側の関係者は同席せずに行われるものです。

## 審査申出書（家屋）の書き方

### 〈はじめに〉

- ① 審査の申出は、地方税法第432条の規定によって、固定資産の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合に固定資産評価審査委員会に対して行うものです。
- ② 審査の申出は、地方税法第432条の規定によって、同法第411条第2項（固定資産の価格等の登録）の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月まで若しくは同法第419条第3項（固定資産の価格等の修正に関する道府県知事の勧告）の規定による公示の日から同日後3か月（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後3か月）までの間において、又は同法第417条第1項（同法第411条第2項の規定による公示の日以後における価格等の決定又は修正）の通知を受けた日から3か月以内に行うものです。

### 〈代表者・管理人・総代・代理人欄〉

- ① 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって申出をするときは、それぞれの項目の□（チェック欄）に記入して、当該項目に係る必要事項（住所・氏名・電話番号）を記入してください。
- ② 代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は書面で証明しなければなりません。たとえば、代表者については商業登記簿謄抄本、代理人及び総代については委任状などを添付する必要があります。ただし、代理人については、代理人欄、審査申出人欄にそれぞれ記名・押印がされていれば、改めて委任状を提出する必要はありません。

### 〈審査申出家屋台帳登録事項欄〉

- ① 審査申出書は、原則として、1個ごと（台帳単位）に作成してください。
- ② この欄の各項目は、それぞれ家屋（補充）課税台帳に登載された内容に従って記入してください。

### 〈納税通知書の交付を受けた日欄、申出の趣旨欄及び申出の理由欄〉

- ① 審査申出書を提出するときまでに、納税通知書の交付を受けている場合は、「納税通知書の交付を受けた日」欄に、その年月日を記入してください。
- ② 「申出価格」欄は、審査申出人がこの審査の申出によって審査委員会に対して申出する価格について記載する欄です。
- ③ 「算出基礎」欄は、申出価格を算出するに至る根拠について記載する欄です。具体的な計算方法を示してください。
- ④ 「申出の理由」欄は、どうして申出の趣旨欄に記載したような結果になるべきであると審査申出人が考えるのか、その理由を記載する欄です。単に「評価額が高い」というだけでなく、できるだけ具体的に記載してください。

### 〈その他〉

- ① 〈案内図〉は、申出家屋の所在する場所とその付近の目標になるものを示してください。また、複数個の家屋を所有する方は、申出家屋の所在を図示することによって、審査の申出を行おうとする家屋の所在表示などに錯誤がないか確認してください。
- ② 「添付書類」欄には、添付した書類がある場合にその名称などを記入してください。
- ③ 不服の審査は、地方税法第433条第2項の規定により、書面によることとされています。したがって、審査申出人と評価庁（東郷町長）との書面のやりとりにより審査が進められますが、書面では十分にその意を尽くせなかった点について補完するために、審査申出人が希望される場合は、固定資産評価審査委員会に対して口頭で意見を陳述することができます。この場合は、審査申出書の「備考」欄にその旨を記載してください。  
なお、口頭による意見陳述とは、審査申出人が口頭で述べた意見を固定資産評価審査委員会の委員が聴取するものであり、審査申出人は委員に対して質問したり、意見や感想を求めたりすることはできません。また、評価をした町側の関係者は同席せずに行われるものです。